

(別添3)

施設の規模及び構造に係る記載事項（第3章第12関係）

福島県国定公園及び県立自然公園事業等事務取扱要領第3章第12の「公園施設の規模・構造」について、国定公園事業執行協議書（認可申請書）及び県立自然公園事業執行協議書（認可申請書）（様式第1）、国定公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）及び県立自然公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）（様式第2）の「公園施設の規模・構造」に係る別記載事項は、当該公園施設の風致景観に及ぼす影響及び利用を増進する度合を判断するための記載事項であることを踏まえ、公園事業の決定事項に照らした上で、下記を参考に記載するものとする。

●共通事項

- ・付帯建築物は(1)、付帯道路は(2)、付帯広場・園地は(3)、付帯野営場は(4)、付帯駐車場は(12)の記載事項に準じて記載する。
- ・申請等に係る公園事業の執行として行う行為に伴い生じることが見込まれる風致景観への影響を審査するため、以下の事項についても記載する。
 - 木竹の伐採を伴うものにあつては、その本数・樹種等を記載する。
 - 土工事を伴うものにあつては、切土土量、盛土土量、残土土量及び残土の処理方法を記載する。なお、園地、運動場等の整備のために大規模に土地の形状を変更するような場合にあつては、土工面積を記載する。
 - 既存施設の撤去等にあつては、当該撤去により生じた廃材・残材の処分方法及び跡地の緑化方法等を記載する。

(1) 宿舎、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、車庫等の建築物

- ・敷地面積
- ・建築物の概要（用途、建築物の主要構造及び階数、最高部の高さ、建築面積及び延べ面積、屋根の形状及び材料並びに色彩、外壁の材料及び色彩、収容人員、各室の用途の別及び便所の様式等）
- ・ごみ焼却炉等の汚物処理施設、誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設、取付道路及び駐車場その他の付帯施設の概要
- ・複数の建築物からなる施設については、用途別棟数を記載した上で、棟の類型ごとにその規模及び構造を記載する。
- ・同型の離れの客室を有する宿舎など、多数の同一施設を有するものについては、その標準的な規模及び構造とその棟数を記載することで足りる。

(2) 道路及び橋

- ・ 事業執行区間ごとの起点及び終点
- ・ 道路構造規格（種別/ 等級）
- ・ 延長
- ・ 幅員（有効幅員、総幅員及び幅員の構成）
- ・ 舗装の種類
- ・ 付帯施設の種類及び数等の概要
 - トンネル（延長、幅員、高さ）
 - 橋（構造形式、延長、幅員、高さ、主要部分の色彩）
 - 交通安全施設（ガードレール、道路情報管理等施設の種類別に数量・規模（延長又は基数等）、仕様（色彩等））
 - 自動車駐車場等（施設の種類別に数量・規模、仕様）
 - 防雪施設（防雪柵、スノーシェッド等施設の種類別に数量・規模、仕様）
 - 防護施設（擁壁、法面保護工、落石防止施設等施設の種類別に数量・規模、仕様（色彩、表面処理法・緑化方法等））
 - その他付帯施設（付帯建築物は(1)、付帯道路は(2)、付帯広場・園地は(3)、付帯駐車場は(12)の記載事項に準じて記載する。）

(3) 広場、園地

- ・ 敷地面積
- ・ 園路（延長、幅員、舗装の種類）
- ・ 広場又は園地（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）
- ・ 誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設（種類別数量）
- ・ 管理事務所、休憩所、駐車場、汚物処理施設又は倉庫その他の付帯施設の概要

(4) 野営場

- ・ 敷地面積
- ・ 収容人員
- ・ 野営場を構成する施設（テントサイト、キャビン、野外炉、炊事舎、セントラルロッジ、休憩所、キャンプファイヤーサークル等）の種類及び数等の概要
- ・ 駐車場、便所又は給排水施設その他の付帯施設の概要

(5) 運動場

- ・ 敷地面積
- ・ 運動施設の種類、数量及び面積等の概要
- ・ 修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）

- ・保存緑地の規模
- ・付帯施設の概要

(6) 水泳場

- ・利用水面の種類と範囲
- ・敷地面積
- ・休憩所、更衣所、シャワー室、便所、監視所、飛込台又は救急施設その他の付帯施設の概要

(7) 舟遊場

- ・利用水面の種類と範囲、敷地面積
- ・舟艇（種類、大きさ、隻数）
- ・栈橋、休憩所、切符売場、艇庫その他の付帯施設の概要

(8) スキー場

- ・敷地面積
- ・ゲレンデ及びコース（種類別・コースごとに延長、面積、高低差、最大傾斜度、平均傾斜度）
- ・リフト（種類別に延長、高低差、輸送力、支柱の数量・規模・色彩）
- ・保存緑地の規模
- ・休憩所、ロッジ、救急施設又は便所その他の付帯施設の概要

(9) スケート場

- ・敷地面積
- ・スケートリンク（滑走面積、舗装の種類）
- ・休憩所、更衣室、救急施設、便所その他の付帯施設の概要

(10) ゴルフ場（※ゴルフ場は、自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第278号）により、公園事業となる施設から削除されている。）

- ・敷地面積、ホール数、コースの延長、土工量及びその面積、付帯建築物（クラブハウス、休憩所、便所等）及び付帯施設の概要

(11) 乗馬施設

- ・敷地面積
- ・馬場面積

- ・乗馬道の概要
- ・馬の頭数
- ・厩舎その他の付帯施設の概要

(12) 駐車場

- ・敷地面積
- ・駐車面積
- ・収容台数
- ・舗装の種類
- ・取付道路、連絡道路（延長、幅員、舗装の種類）
- ・付帯施設の概要

(13) 燃料等供給施設

- ・敷地面積
- ・燃料等の種類
- ・防火壁その他の付帯施設の概要

(14) 昇降機

- ・敷地面積
- ・高低差
- ・搬器の数量、定員等
- ・付帯施設の概要

(15) 船舶又は水上飛行機に係る運輸施設

- ・船舶又は水上飛行機の種類及び数量
- ・航路
- ・輸送能力
- ・付帯施設の概要

(16) 自動車に係る運輸施設

- ・自動車の種類及び台数
- ・運行経路
- ・道路その他の付帯施設の概要
- ・路線を執行する場合は(2)に準じて記載のこと。

(17) 鉄道又は索道に係る運送施設

- ・ 延長
- ・ 高低差
- ・ 輸送力
- ・ 搬器及び支柱の概要（形式、数量、定員、色彩等）
- ・ 付帯施設の概要

(18) 係留施設

- ・ 敷地面積
- ・ 施設の種類
- ・ 形式
- ・ 延長
- ・ 幅員
- ・ 主要部の構造及び材料
- ・ 付帯施設の概要

(19) 給水施設

- ・ 敷地面積
- ・ 水源の種類
- ・ 水質検査の結果
- ・ 計画給水人口
- ・ 計画給水量
- ・ 取水施設
- ・ 送水施設
- ・ 浄化滅菌施設
- ・ 配水池の規模構造
- ・ 付帯施設の概要

(20) 排水施設

- ・ 敷地面積
- ・ 処理範囲
- ・ 計画排水量
- ・ 排水管の直径及び延長施設の種類
- ・ 終末処理等の施設の規模構造及び処理能力
- ・ 付帯施設の概要

(21) 医療救急施設、公衆浴場、公衆便所

(1)に準じて記載のこと。

(22) 汚物処理施設

- ・敷地面積
- ・処理範囲
- ・処理物件
- ・処理能力
- ・処理方法
- ・焼却炉の概要（形式、容量、煙突の高さ及び直径）
- ・付帯施設の概要

(23) 博物館、博物展示施設

(1)に準じて記載のこと。

(24) 植物園、動物園

- ・敷地面積
- ・園路（延長、幅員、舗装）
- ・付帯施設の概要

(25) 水族館

- ・敷地面積
- ・水槽又は放魚池の規模及び数量
- ・給排水及び濾過装置の概要
- ・建築物及び付帯施設の概要

(26) 野外劇場

- ・敷地面積
- ・収容力
- ・ステージ及び観覧席の概要
- ・付帯施設の概要

(27) 植生復元施設

- ・敷地面積
- ・植物の種類及び数量並びに植栽面積（柵、給水施設等）の種類別規模及び数量
- ・付帯施設の概要

(28)動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設

- ・敷地面積
- ・施設の種別規模及び数量
- ・付帯施設の概要